

令和 2 年 3 月 31 日(火)

第 10 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 現状報告
- 4 市主催等のイベント等の取扱いについて
- 5 各種生活支援策の周知について
- 6 審議事項等
 - ・ 本庁舎指定喫煙所について
 - ・ 第 1 回東広島市感染症連絡会の実施報告について
 - ・ 職員の勤務上の取扱いについて
- 7 閉会

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について（抜粋）

現在の国内の状況は、既に感染経路の不明な患者が増加している地域が散発的に発生しており、今後、全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねないと指摘している。その上で、全般的な方針として情報の提供と共有、それにまん延防止策によって感染者の集団＝クラスターを封じ込め、感染拡大の速度を抑制するとともに、適切な医療の提供で重症者や死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くすとしている。

1 情報提供・共有

情報の提供や共有について、感染症の発生状況や専門家が解析した情報などを正確で分かりやすく提供するとともに、企業や大学に対し海外渡航の是非の判断や帰国者への外出自粛の要請など必要な対策を講じるよう周知する。

2 サーベイランス・情報収集

地方公共団体は、医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施するとともに、厚生労働省は、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図る。また、有効なサーベイランス（調査監視）の仕組みを構築するとともに、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

3 まん延防止

まん延防止策については「密閉、密集、密接」の3つの条件が重なる集まりを自粛するよう強く求めるとともに、特に、大都市圏は十分な注意が必要だとして人が集まる施設での対策の徹底や入国制限や検疫の強化など水際対策を引き続き実施する。

4 医療

医療体制については、患者の増加で重症者への治療に支障を来すおそれがあると判断される地域では軽症者は自宅療養とし、患者の増加に応じて一般の医療機関でも診療を行う。

5 経済・雇用対策

内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、中小・小規模事業者や個人事業主等が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

6 その他重要な留意事項

今後の状況が「緊急事態宣言」の要件に該当するかどうかは、海外や国内の感染状況を踏まえて、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるかを専門家でつくる「諮問委員会」の意見を十分踏まえた上で総理大臣が総合的に判断する。

県内の新型コロナウイルス感染症患者について

令和2年3月30日現在

	確定日	年代	性別	居住地	主な症状	備考
1	3月6日	30	男	広島市	発熱、咳	発症前14日以内の渡航歴なし 発症後はマスクを着用 3月11日退院
2	3月20日	40	男	尾道市	発熱、咳	3月6日～15日、フィリピンに出張
3	3月21日	50	男	尾道市	発熱、咳	2例目の患者の会社の同僚
4	3月25日	40	女	広島市	発熱	発症前14日以内の渡航歴なし 発症後はマスクを着用
5	3月28日	非公表	非公表	広島市	無症状	—
6	3月28日	50	男	広島市	発熱、咳、肺炎	発症前14日以内の渡航歴なし

令和2年3月29日
広島県新型コロナウイルス等対策専門家委員会
感染症専門員会議見解

3月2日からの学校の一斉臨時休業や、3月7日からの県内のイベント自粛の効果もあり、広島県内の感染者数は6人とどまっています（陽性率0.7%（6/866））。

しかし、帰国者からの感染の報告例やリンクの追えない事例が複数発生してきており、今後の感染拡大の可能性が懸念されています。

まずは、今後1～2週間の行動が大きく影響しますので、次の内容を御理解いただき、県内の感染を少しでも減らすための行動につなげて頂きたいと考えています。

○ イベント開催について

人が集まるイベント等については、原則、不要・不急なものは延期又は中止すべきであると考えます。

ただし、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発生が行われる）が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については開催することができるものと考えます。

○ 日常生活での注意事項

体調の悪い人、発熱、咳などの症状がある人は他者に感染を広げないように外出を控えましょう。3つの条件が同時に重なる場で多くの人数と接触した人、重症化しやすい基礎疾患のある人は行動を自制しましょう。

現時点では、感染を完全に防ぐ手立てがないため、手指衛生（こまめな手洗い）・咳エチケットの実施や室内の換気を行い健康的な生活（十分な睡眠、バランスの良い食事）を心がけることが大切です。

また、時差出勤やテレワーク等を行うことなるべく人混みを避けてください。

今後、一か月を目途に本県の感染者数の動向等を踏まえ、適宜見直しを行うものとし、ます。

広島県主催イベント等の取扱いについて

3月25日に県内4例目となる市中感染又は感染蔓延の可能性のある新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。

広島県主催イベント等については、3月31日まで、原則として、延期または中止することとしていたところですが、4例目の感染症患者の発生や、その感染経路等を調査中であることなどを鑑みて、3月31日以降も、当面の間、この方針を継続することとします。

○ 県主催イベント等開催についての対応方針

- ・ 別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」の「市中感染又は感染蔓延の可能性のある場合」の対応に基づき、当面の間、原則として延期または中止する。

ただし、この時期に実施する必要がある、変更不可能な場合については個別に可否を整理することとし、開催する場合には、次の「イベント等を実施する場合に必要な対策」十分に講じ、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人は密集している、③近距离での会話や発生が行われる）が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じるものとし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止する。

○ イベント等を実施する場合に必要な対策

- ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
- ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置し、確実に実施
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 参加者等の相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を減らすなどの内容の変更
など

新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方

区分		講演会 シンポジウム 研修会 各種イベント			
		全国(海外含む)から参集		県内全域から参集	参集者の居住地が限定的
		屋内	屋外		
県内未発生		参集規模(参加者の追跡ができること)や、運営方法など下記の留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。		下記の留意事項に留意し、開催する場合は、イベントを実施する場合の必要な対策を十分に講じることを条件とし、これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。	
県内発生	感染が限定的と認められる場合	関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。		参集規模(参加者の追跡ができること)、運営方法など留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。	
	市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合			関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。	

※ この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項（延期・中止判断の例示）】

- ・参集規模（大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合）
- ・開催場所（屋内で換気が十分にできない場合）
- ・開催期間（同一空間での滞在時間が長い場合）
- ・距離（近距離、対面、相互接触がある場合）
- ・参加者（高齢者や基礎疾患を有する者の参加がある場合）

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気
- ・参加者等の相互接触や、対面での会話機会を減らす

など

東広島市主催等のイベント等の取扱いについて

1 趣旨及び目的

新型コロナウイルスの感染の拡大を最小限にとどめるため、本市が主催等(※1)するイベント等(※2)の開催について、次の方針により対応する。

2 対象期間

令和2年3月26日(木)から

※ただし、国・県の動向をはじめ、東広島市内で感染患者が発生した場合など、状況の変化に応じて見直す。

3 対応方針

- 不特定多数の大規模(※3)イベント等は、中止又は延期とする。
- その他イベント等は、次の条件を満たし、対策を講じる場合は開催することができる。

【条件】

- ① 換気の悪い密閉空間でないこと
- ② 多数が集まり密集しないこと
- ③ 間近で会話や発声をする密接な場面がないこと

【対策】

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場内の複数個所に設置
- ・屋内イベントにあっては定期的な換気

4 その他

- ・参加者が特定できる住民自治協議会等の会議や地域活動をはじめ、各地域センターの講座やサークル活動、「通いの場」等については、上記を踏まえた開催となるよう、市民への周知を行う。

※1「主催等」…「主催及び共催」のことを言う。

※2「イベント等」…「講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント」のことを言う。

※3「不特定多数の大規模」…大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合

開館時間の変更や利用制限を行っている施設等

○ 現時点で実施している制限等は以下のとおりであり、市主催イベントの取扱いと同様に3/31までとしている期間を延長することとする。

施設名	内容
防災センター	【休館】 3月31日までは臨時休館 防災センターを利用した講習等についても当面の間、中止または延期
児童青少年センター	【利用制限】 3月31日までは施設の利用を中止し、教育相談業務のみ実施 これに伴い、開館時間も変更 ・児童青少年センター 開館時間：9時～17時 ・第2児童青少年センター 開館時間：15時～21時
黒瀬屋内プール・安芸津 B&G 海洋センターのトレーニング室	【休止】 3月31日まではトレーニング室（トレーニング機器のみの利用も含む。）の利用を休止
東広島運動公園体育館のトレーニングルーム	【休止】 3月31日までは利用を休止
旧石井家住宅、旧木原家住宅 三ッ城古墳パネル展示室 出土文化財管理センター展示室 現美術館	【休止】 3月31日までは公開休止

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度（令和2年3月31日現在）

次のとおり広報紙5月号及び市ホームページで周知する。なお、内容については随時更新していく。

個人への貸付金・助成など

制度の内容	要件など	問い合わせ先
生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）	休業や失業、収入の減少などにより生計の維持が困難となった場合 ※その他一定の条件あり	東広島市生活支援センター ☎082-420-0410
母子父子寡婦福祉資金貸付金の「生活資金」の活用	保育所や学校などの臨時休業、事業所などの休業などにより、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の就労収入が減少し、日常生活に支障を来す場合	こども家庭課 ☎082-420-0407 広島県西部東保健所 ☎082-422-6911(代)
小学校などの臨時休業に伴う保護者（委託を受けて個人で仕事をする人）への支援	小学校などの臨時休業に伴い、子どもの世話をするため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代 ※厚生労働省ホームページをご覧ください。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999 9時～21時（土・日曜日、祝日含む）

申請・支払などの猶予

猶予の内容	要件など	問い合わせ先
市税・国民健康保険税の徴収猶予（原則1年間）	一時に税金を納めることができない場合	収納課 ☎082-420-0912
児童手当や児童扶養手当の支給に必要な届出	届出が遅延した場合、やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を認定	こども家庭課 ☎082-420-0407
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予（1年以内）	支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合	広島県西部東保健所 ☎082-422-6911(代)
下水道使用料などの徴収猶予	下水道使用料などの支払いが困難になった場合	東広島市上下水道料金納付相談センター（水道料金など滞納整理管理業務受託者） ☎082-493-6001
水道料金の支払猶予	水道料金の支払いが困難になった場合	東広島市上下水道料金納付相談センター（水道料金など滞納整理管理業務受託者）
介護保険料の徴収猶予	世帯の生計を主として維持する者の収入が、著しく減少した場合など	介護保険課 ☎082-420-0937
後期高齢者医療保険料の徴収猶予	世帯の生計を主として維持する者の収入が、著しく減少した場合など	国保年金課 ☎082-420-0933

事業者向け融資・補償など ※経済産業省のホームページもご覧ください。

制度の内容	要件など	問い合わせ先
社会福祉施設などへの優遇融資	当該施設の責に帰さない事由で機能停止などになった場合	福祉医療機構相談窓口 【融資相談】 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 ☎03-3438-9298

中小企業・小規模事業者	セーフティネット保証4号(幅広い業種で影響が生じている地域について、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証)に係る認定書発行	売上高が前年同期等比20%以上減少の場合	産業振興課 ☎082-420-0921
	セーフティネット保証5号(特に重大な影響が生じている業種に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する80%保証)に係る認定書発行	売上高が前年同期比5%以上減少の場合など	産業振興課 ☎082-420-0921
	危機関連保証(全国・全業種の事業者を対象に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証)に係る認定書発行	売上高が前年同月比15%以上減少の場合	産業振興課 ☎082-420-0921
	特別貸付(無利子・無担保融資)	業況が悪化した事業者 ※日本政策金融公庫や商工中金ホームページをご覧ください。	日本政策金融公庫 【平日】 ☎0120-154-505 【土・日曜日、祝日】 ☎0120-112476(国民生活事業) ☎0120-327790 (中小企業事業) 商工中金 ☎0120-542-711
	広島県県費預託融資制度	原則、広島県信用保証協会による信用保証が必要 ※県ホームページをご覧ください。	県経営革新課 ☎082-513-3321 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) ※具体的な手続きは金融機関へ
	小規模事業者持続化補助(補助率2/3、上限50万円)に係る証明書発行	売り上げが減少する事業者へ証明書を発行※商工会議所や商工会が窓口となり、販路開拓や生産性向上のための小規模事業者の取り組みを支援する補助金を申請します。	産業振興課 ☎082-420-0921
林業・木材産業災害復旧対策補償	感染症による被害が見込まれ、林業・木材産業の事業継続に支障を来している場合	農林漁業信用基金林業信用保証業務部業務課 ☎03-3294-5585、5586	
農林漁業セーフティネット資金	①認定農業者 ②主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるものまたは粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの) ③認定新規就農者 ④集落営農組織	(株)日本政策金融公庫 本店フリーコール ☎0120-154-505 広島支店 ☎082-249-9152 各支店	
雇用調整助成金の支給要件緩和	雇用調整を行わざるを得ない場合 ※厚生労働省ホームページをご覧ください。	広島労働局職業安定部職業対策課 ☎082-502-7832 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) ハローワーク広島西条 ☎082-422-8609	
小学校などの臨時休業に伴う休業取得支援	小学生などの保護者を雇用する企業が、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた場合 ※厚生労働省ホームページをご覧ください。	学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎0120-60-3999 9時～21時(土・日曜日、祝日含む)	